

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名	担当部署				
	シルバーピア事業	部 課 係	都市計画 都市計画 住宅	課長 担当 電話	岩波 聰 千葉 直樹 内線2264	
	第五次総合基本計画における位置付け	実施根拠<法令、要綱等>				
	政策項目 05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）	昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅条例				
	大項目 02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）	法令による事業実施義務				
	中項目 03 住宅	<input type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)				
	個別計画（年度）	<input checked="" type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)				
	予算科目コード 款 03 項 01 目 04 細目 010 細々目 01					
	目的					
	<対象は誰、何か>	<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>				
事務事業概要	シルバーピア住宅入居者（昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅：緑町ことぶき住宅12戸、都営の高齢者専用住宅：7棟139戸）	住宅に困窮している高齢者に住まいを提供し、生活の安定と福祉の増進を図る。				
	実施内容	実績・成果				
	○昭島市ひとり暮らし高齢者専用住宅（緑町ことぶき住宅）の借り上げ ○緑町ことぶき住宅の緊急通報システム機器及び消防設備保守点検委託並びに施設の修繕 ○24時間機械警備委託	緑町ことぶき住宅については、平成3年9月より民間のアパートを借り上げ、住宅に困窮しているひとり暮らしの高齢者に住宅を提供している。12室ある居室は、入居者の転出等がない限り常時満室の状態である。 また、シルバーピア住宅は緊急通報システム、機械警備委託先の警備会社、生活協力員やヘルパーによって常時安否確認が行われ入居者の安心感を得ている。				
	コスト (単位)	29決算	30当初予算	30決算	31当初予算	
	直接事業費 千円	10,082	9,568	9,480	9,573	
	財源内訳 国庫支出金 千円					
	都支出金 千円					
	地方債 千円					
	その他特定財源 千円	4,687	4,968	4,720	4,777	
	一般財源 千円	5,395	4,600	4,760	4,796	
事務事業評価	一般職員人件費 千円	1,600	1,668	1,596	1,672	
	人工数 人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	再任用職員人件費 千円			473	461	
	人工数 人			0.10	0.10	
	再任用代替嘱託職員人件費 千円	580	580	580	580	
	人工数 人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	総事業費 千円	12,262	11,816	12,129	12,286	
	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による					
	①優先度（どの程度優先されるべきか）	3	②妥当性（実施方法は妥当であるか）	2		
	判断理由 住宅に困窮する単身高齢者等への住宅確保は、家族等の支えがなく身体にも不安を抱える高齢者にとって必要である。	判断理由 少子高齢化や核家族化に伴い、市の人口に対する高齢者の割合が増加している。家族等の支えがなく身体に不安を抱える高齢者にとって、緊急通報システムによる機械警備、生活協力員やヘルパーによって常時安否確認が行われるシルバーピア住宅の確保は必要である。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）	4	④効率性（効率的に実施できたか）	3		
	判断理由 緑町ことぶき住宅をはじめとするシルバーピア住宅は、入居者の転出等がない限り満室の状態が続いている。機械警備委託や緊急通報システム機器及び消防設備の保守点検などにより、入居者の安全。安心が確保できている。	判断理由 シルバーピア住宅事業に係るコストの多くが、緑町ことぶき住宅の借り上げ料である。これについて2年毎に近隣の賃料や経済情勢の変動を勘案しながら、昭島市財産価格審査会に諮り適正額となるよう改正を行っている。				
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題	今後の方向性		E	現状を維持	
	○令和3年8月には、緑町ことぶき住宅借上げ期間（30年）の契約満了を迎えるにあたり、今後のあり方について、福祉部署を含めて市としての考え方を示していかなければならない。	(前年度 E) →				
	令和2年度予算編成における具体的な取組					

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名 都市計画事務		担当部署 部 都市計画部 課 都市計画課 係 都市計画係					
	第五次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>			
	政策項目 05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）		都市計画法第20条ほか					
	大項目 02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）		中項目 02 市街地整備					
	個別計画（年度） 都市計画マスタートーブラン（平成12年度～31年度）		法令による事業実施義務					
	予算科目コード 款 08 項 03 目 01 細目 002 細々目 01		<input checked="" type="checkbox"/> 義務(□ 市上乗せあり) <input type="checkbox"/> 任意(□ 都補助等あり)					
	目的							
	<対象は誰、何か>			<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>				
	市民、事業者			都市計画に関する様々な情報を提供するとともに、都市計画に対する理解を深め、より良いまちづくりを誘導する。				
	実施内容			実績・成果				
事務事業概要	都市計画に関する相談業務 用途地域等の確認、都市計画事業の進捗状況等 ○都市計画証明事務：都市計画証明書の発行 ○生産緑地地区の追加指定・削除事務：生産緑地地区にかかる都市計画変更（毎年1回） ○都市計画の決定・変更に係る協議・調整等：各種都市計画の決定をするための関係機関との協議・調整 ○建築許可事務（都市計画施設区域内等に係るもの）			○窓口相談件数：来庁1,949件、電話729件 ○都市計画証明受付件数：71件 ○生産緑地都市計画変更件数：追加7件、削除7件 ○都市計画決定・変更に係る協議・調整等：昭島都市計画生産緑地地区の変更、昭島駅北口駅前地区地区計画等の変更 ○建築許可申請件数：90件				
	コスト	(単位)	29決算	30当初予算	30決算	31当初予算		
	直接事業費	千円	9,530	1,279	1,170	1,322		
	財源内訳	国庫支出金 都支出金 地方債 その他特定財源 一般財源	千円					
				890	880			
	一般職員人件費	千円	25,600	21,684	20,748	21,736		
		人工数	人	3.20	2.60	2.60		
	再任用職員人件費	千円	4,800	7,392	7,568	7,376		
		人工数	人	1.00	1.60	1.60		
	再任用代替嘱託職員人件費	千円						
		人工数	人					
	総事業費	千円	39,930	30,355	29,486	30,434		
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による							
	①優先度（どの程度優先されるべきか）	5	②妥当性（実施方法は妥当であるか）	3	判断理由 都市計画課に属する事業のうち、都市計画決定・変更に関する協議・調整や都市計画証明書の発行など、都市計画に関する様々な情報提供を行うとともに、都市計画への理解を深めていたいたための当該事業については、都市計画法等で定められている事務である。			
	③達成度（成果はどの程度あるか）	4	④効率性（効率的に実施できたか）	3				
	判断理由	○窓口相談業務、都市計画証明事務及び建築許可事務は概ね円滑に遂行されている。 ○生産緑地地区の追加指定制度などにより、農地の減少に一定の歴史がかけられている。 ○特定生産緑地の制度説明会を実施し、基準日到来通知の送付と指定意向調査を行い、制度の周知を図っている。	判断理由	多種・多様な本事務事業を実施するためには、事務の効率化と職員間の連携が重要であり、これを実施することにより業務を遂行することができた。				
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題		今後の方向性		E	現状を維持		
	次期都市計画マスタートーブランを策定するにあたり、上位計画となる総合基本計画とスケジュールを調整するとともに、計画内容の整合を図っていく。 また、特定生産緑地の指定に向けて、平成4年指定の生産緑地から順次、指定申請を受け付け、令和4年以降、特定生産緑地としていく。		(前年度 E) →		令和2年度予算編成における具体的な取組			

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名 都市計画審議会事務		担当部署 部 都市計画部 課 都市計画課 係 都市計画係				
	第五次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>		
	政策項目	05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）				都市計画法第77条の2	
	大項目	02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）				昭島市都市計画審議会条例	
	中項目	02 市街地整備				法令による事業実施義務	
	個別計画（年度）					<input checked="" type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)	
	予算科目コード	款 08	項 03	目 01	細目 003	細々目 01	<input type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)
	目的						
	<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>		
	市や都の定める都市計画全般				市や都が定める予定の都市計画案について調査審議する。		
事務事業概要	実施内容				実績・成果		
	○都市計画法によりその権限とされた事項、都市計画に関し市長から諮問のあった事項について、調査審議を行う。				平成30年度においては、市長より諮問のあった4件の都市計画に関する事項について、本審議会が2回開催され、審議の結果、いづれも原案を承認する旨の答申がなされたため、都市計画変更に至った。		
	○委員構成：学識経験者5名、市議会議員5名、行政機関職員3名、公募市民委員2名（うち、報酬及び費用弁償支給対象者：7名）						
	コスト		(単位)	29決算	30当初予算	30決算	31当初予算
	直接事業費		千円	90	214	111	214
	財源内訳	国庫支出金	千円				
		都支出金	千円				
		地方債	千円				
		その他特定財源	千円				
		一般財源	千円	90	214	111	214
事務事業評価	一般職員人件費		千円	3,200			
	人工数	人	0.40				
	再任用職員人件費		千円		1,848	1,892	1,844
	人工数	人		0.40	0.40	0.40	
	再任用代替嘱託職員人件費		千円				
	人工数	人					
	総事業費		千円	3,290	2,062	2,003	2,058
	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による						
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			3	②妥当性（実施方法は妥当であるか）		
	判断理由			都市計画決定の際のチェック機能としての役割を担っている都市計画審議会の運営等に関する事務は、都市計画法により審議会の設置が義務付けられている事務である。	判断理由	組織及び委員構成（学識経験者5名、市議会議員5名、行政機関職員3名、公募市民委員2名の計15名）に関しては、昭島市都市計画審議会条例に規定されており、実施方法についても現状が妥当と考える。	3
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4	④効率性（効率的に実施できたか）		
	判断理由			平成30年度においては、全4件の諮問案件につき、いづれも原案を承認する旨の答申がなされ、それにより都市計画決定・変更がなされている。	判断理由	事業費の増減は審議会開催回数及び審議会委員の出席状況によるものであり、実質的なコストはほとんど変更がない。	3
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題				今後の方向性		
	都市計画は、都市の将来像を決めるものであり、かつ土地等の関係者の権利や利害をはじめ市民生活に大きな影響を及ぼすことから、都市計画を決める前に第三者からなる都市計画審議会の議を経て都市計画を定めることとなっている（都市計画法第19条第1項）ため、都市計画決定の際のチェック機能としての役割を担っている。				(前年度 E) →	E	現状を維持
					令和2年度予算編成における具体的な取組		

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名		担当部署						
	市営住宅管理		部	都市計画	課長	岩波 聰			
			課	都市計画	担当	千葉 直樹			
			係	住宅	電話	内線2264			
	第五次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>				
	政策項目	05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）			昭島市営住宅条例				
	大項目	02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）							
	中項目	03 住宅			法令による事業実施義務				
	個別計画（年度）	昭島市営住宅長寿命化計画（平成26年～平成35年）			<input type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)				
	予算科目コード	款	08	項	04	目			
	01	細目	002	細々目	01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)			
事務事業概要	目的		目的						
	<対象は誰、何か>			<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	市営住宅入居者1棟21戸（二人世帯8戸、一人世帯12戸、生活協力員住戸1戸）			入居の対象が65歳以上の単身者もしくは世帯（2人）のため、エレベーターや緊急通報システム機器等設備の保守点検や建物のライフサイクルコスト削減のための工事を行うことにより、入居者の安全と利便性を図る。					
	実施内容			実績・成果					
	○エレベーター保守点検委託 ○緊急通報機器保守点検委託 ○24時間機械警備委託 ○消防用設備保守点検委託 ○施設修繕			○エレベーター保守点検委託（年12回） ○緊急通報機器保守点検委託（年2回） ○24時間機械警備委託（通年） ○消防用設備保守点検委託（年2回）					
	※共用部分等の電気料、上下水道料金や団らん室ガス料金の支払いは、介護福祉課。								
	コスト		(単位)	29決算	30当初予算	30決算			
	直接事業費		千円	2,346	2,011	2,023			
	財源内訳	国庫支出金	千円						
		都支出金	千円						
		地方債	千円						
		その他特定財源	千円	2,346	2,011	2,023			
		一般財源	千円	0	0	0			
事務事業評価	一般職員人件費		千円	1,600	1,668	1,596			
	人工数	人	0.20	0.20	0.20				
	再任用職員人件費		千円		462	473			
	人工数	人		0.10	0.10				
	再任用代替嘱託職員人件費		千円	580	580	580			
	人工数	人	0.20	0.20	0.20				
	総事業費		千円	4,526	4,721	4,672			
						5,297			
	備考<特財名称等>								
	その他特定財源 ・市営住宅使用料								
課題と今後の方向性	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による								
	①優先度（どの程度優先されるべきか）		4	②妥当性（実施方法は妥当であるか）		3			
	判断理由			判断理由					
	入居者が安心して快適に過ごせるよう市営住宅の保守点検等は欠かすことができない業務である。			エレベーター保守委託は建築基準法、消防用設備保守点検委託は消防法とそれらの法律の規定により定期的な点検が義務付けられている。また、緊急通報システム機器の保守点検委託や機械警備委託など、保守には専門性が必要なので委託は妥当である。					
	③達成度（成果はどの程度あるか）		3	④効率性（効率的に実施できたか）		3			
判断理由	緊急通報システム機器や消防設備などの各種保守点検及び施設を維持するための修繕などにより、入居者の安全・安心が確保できている。			判断理由					
				市営住宅使用料で通常の建物管理経費は賄えていない。 ただし、受益者負担の面から共益費については今後の課題である。					
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題			今後の方向性					
	○市営シルバー住宅20戸の長寿命化とともに公共施設としてのあり方を検討する。 また、共用部分の照明機器についても平成30年度に1基交換していることから、機器の寿命が来ていると考えられる。			(前年度 E) →		E			
				現状を維持					
令和2年度予算編成における具体的な取組									
				市営住宅長寿命化計画による維持管理計画では、屋上防水工事・外壁改修工事の最終年となっているので、照明器具の改修と合わせての実施を考えている。					

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名 都営住宅募集事務		担当部署 部 都市計画 課 都市計画 係 住宅							
	第五次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目 05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）				市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例					
	大項目 02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）				法令による事業実施義務					
	中項目 03 住宅				<input checked="" type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)					
	個別計画（年度）		<input type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)							
	予算科目コード 款 08 項 04 目 01 細目 003 細々目 01									
	目的									
	<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	都営住宅への入居を希望する市民				市民に対して都営住宅申込書の入手を容易にするとともに、地元割当分の募集を行うことにより、市民を対象とした都営住宅への入居機会を広げる。					
事務事業概要	実施内容				実績・成果					
	○東京都が募集する都営住宅・都民住宅の申込書等の配布と地元割当分の申込書作成・配布・受付・抽せん・資格審査等に係る事務				平成30年度年間募集状況 ・都公募分（都営住宅年4回・都民住宅年2回公募） 配布数：3,238部 ・地元公募分（年3回） 配布数：451部 応募者数 144人 募集戸数：7戸 平均倍率：20.6倍					
	コスト		(単位)	29決算	30当初予算	30決算	31当初予算			
	直接事業費		千円	16	68	52	68			
	財源内訳	国庫支出金	千円							
		都支出金	千円	16	68	52	68			
		地方債	千円							
		その他特定財源	千円							
		一般財源	千円	0	0	0	0			
	一般職員人件費		千円	1,600	1,668	1,596	1,672			
	再任用職員人件費	人工数	人	0.20	0.20	0.20	0.20			
		人工数	人			473	461			
		人工数	人			0.10	0.10			
	再任用代替嘱託職員人件費		千円	870	870	580	580			
	総事業費	人工数	人	0.30	0.30	0.20	0.20			
		千円		2,486	2,606	2,701	2,781			
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による									
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			3	②妥当性（実施方法は妥当であるか）					
	判断理由				東京都の条例に基づき市が処理する事務であり、申込書の配布と手続き方法などの説明を行っている。市民にとって身近な場所での対応ができるため利便性が高い。 また、地元割当については昭島市民のみが対象となるため需要の多い都営住宅への入居機会を広げている。					
	③達成度（成果はどの程度あるか）			4	④効率性（効率的に実施できたか）					
	判断理由				地元割当分については、昭島市で申込書を作成し募集・抽せん・資格審査を行っているため、東京都が直接公募する場合に比べ事務量は多くなるが、当選から入居までの期間が短縮できる。また、コストについては人件費も含め東京都からの補助があるので負担は少ない。					
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題 都営住宅への入居希望が多く、現実のニーズに募集数が足りていない。				今後の方向性 (前年度 E) →					
					E		現状を維持			
					令和2年度予算編成における具体的な取組					

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名			担当部署						
	木造住宅耐震補助事業			部	都市計画	課長	岩波 聰			
				課	都市計画	担当	千葉 直樹			
				係	住宅	電話	内線2264			
	第五次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>					
	政策項目	05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）			昭島市木造住宅耐震診断補助金交付要綱及び同改修補助金交付要綱					
	大項目	02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）								
	中項目	03 住宅			法令による事業実施義務					
	個別計画（年度）		<input type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)							
	予算科目コード	款 08 項 04 目 01 細目 004 細々目 01	<input checked="" type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)							
事務事業概要	目的									
	<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅を所有する市民				耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助することにより、倒壊の可能性がある住宅の耐震性を高め災害に強いまちづくりを推進する。					
	実施内容			実績・成果						
	○木造住宅耐震診断補助 (耐震診断に要する費用の2/3以内。上限5万円)				○耐震診断 0件					
	○木造住宅耐震改修補助 (耐震改修に要する費用の1/3以内。上限30万円)				○耐震改修 1件					
	○市民向け耐震セミナーの実施				○耐震セミナー開催（参加者4名）					
	コスト		(単位)	29決算	30当初予算	30決算	31当初予算			
	直接事業費		千円	762	1,412	312	4,246			
	財源内訳	国庫支出金	千円	375	700	150	1,980			
		都支出金	千円				990			
		地方債	千円							
		その他特定財源	千円							
		一般財源	千円	387	712	162	1,276			
事務事業評価	一般職員人件費		千円	2,400	2,502	2,394	2,508			
	人工数	人	0.30	0.30	0.30	0.30				
	再任用職員人件費		千円				461			
	人工数	人				0.10				
	再任用代替嘱託職員人件費		千円	290	290	290				
	人工数	人	0.10	0.10	0.10					
	総事業費		千円	3,452	4,204	2,996	7,215			
	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による									
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			4	②妥当性（実施方法は妥当であるか）		2			
	判断理由	耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する当該事業は、安全・安心に対する自助をバックアップし、災害に強いまちづくりに寄与できる。			判断理由	地震による住宅倒壊等から市民の生命・財産を守るため、「昭島市耐震改修促進計画」を基に実施している。 補助金額は市の財政状況や受益者負担のバランスなどを考慮して設定し、市民が安心して相談や改修ができるよう東京都建築土事務所協会と協定を結び事業を実施している。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）			1	④効率性（効率的に実施できたか）		2			
	判断理由	耐震診断15件、耐震改修5件を見込んで予算化していたが、実施件数は耐震診断は0件、耐震改修は1件であったため。			判断理由	広報活動を拡充し事業の啓発に努めており、東京都建築土事務所協会との協定により、円滑な対応ができるよう体制を整えている。コストについては、国からの交付金を受けているため負担は軽減されている。				
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題			今後の方向性		E	現状を維持			
	平成30年度に昭島市耐震改修促進計画を改正し、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するとの目標に向け、所有者の負担軽減を図り耐震化を促進していくために、積極的な普及啓発として「昭島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定した。これにあわせ、耐震診断補助額を5万円から8万円に、耐震改修補助額を30万円から60万円に拡充し、耐震化を促進していく。			(前年度 A) →						
				令和2年度予算編成における具体的な取組						
				耐震診断及び耐震改修補助限度額を引き上げて実績アップを図っているため、予算を確保していきたい。						

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名 空家対策事業		担当部署 部 都市計画 課 都市計画 係 住宅						
	第五次総合基本計画における位置付け				実施根拠<法令、要綱等>				
	政策項目 05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）				空家等対策の推進に関する特別措置法				
	大項目 02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）				法令による事業実施義務				
	中項目 03 住宅				<input type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)				
	個別計画（年度）		<input checked="" type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)						
	予算科目コード 款 08 項 04 目 01 細目 006 細々目 01								
	目的								
	<対象は誰、何か>			<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>					
	空き家と見なされる建物所有者			周辺の住環境維持に資するよう、実態を把握し空家の発生抑制、解消を進める。					
事務事業概要	実施内容		実績・成果						
	○府内検討委員会の開催			○府内検討委員会の開催 1回					
	○空家等の実態把握によるデータベース化と整備			○地図ソフトを利用してのデータベース作成					
	○建物所有者への意向調査の実施			○意向調査の実施 送付154件 回答92件					
	コスト (単位)		29決算	30当初予算	30決算	31当初予算			
	直接事業費 千円		0	107	84	29			
	財源内訳	国庫支出金 千円							
		都支出金 千円							
		地方債 千円							
		その他特定財源 千円							
		一般財源 千円	0	107	84	29			
事務事業評価	一般職員人件費 千円			834	798	836			
	人工数 人		0.10	0.10	0.10				
	再任用職員人件費 千円			2,310	2,365	2,305			
	人工数 人		0.50	0.50	0.50				
	再任用代替嘱託職員人件費 千円			290	290	290			
	人工数 人		0.10	0.10	0.10				
	総事業費 千円		0	3,541	3,537	3,460			
	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による								
	①優先度（どの程度優先されるべきか）		4	②妥当性（実施方法は妥当であるか）		2			
	判断理由		空家等の所在及び状態の実態把握並びに、その所有者等の特定を行い、管理不全状態の空家所有者に現状報告や改善依頼を通知することは、空家周辺地域の環境維持や防災・防犯に役立つ。 また、地図ソフトのデータベースが整備できれば、環境・防災及び道路管理等の主管課へ重要な情報を提供することができる。		判断理由		平成26年度に制定された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」による市町村の役割として、空家等の所在及び状態の実態把握並びにその所有者等の特定を行うことが重要であるとされている。		
	③達成度（成果はどの程度あるか）		3	④効率性（効率的に実施できたか）		3			
	判断理由		空家として把握した住宅の状況と所有者を把握することにより、空家周辺地域の環境維持や防災・防犯への手助けとなる。		判断理由		水道部給水台帳からの情報提供を受けることで、市内全域での建物外観調査を省いて、実態調査に移行できる。 地図データに入力することで、関連する課との情報共有をすることができる。		
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題			今後の方向性		E	現状を維持		
	府内関係課と連携して、さらに有効な空家データベースを構築し、情報共有を図り、空家対策についての市の方向性について、府内検討会で協議をし、見定めていく必要がある。			(前年度 -) →					
				令和2年度予算編成における具体的な取組					

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名 福祉のまちづくり事業			担当部署 部 都市計画部 課 地域開発課 係 開発指導係				松永 勝行 榎本 成夫 内2273	
	第五次総合基本計画における位置付け							実施根拠<法令、要綱等>	
	政策項目		O2 ともに支え合う あきしま（健康と福祉の充実）						
	大項目		O2 地域で支え合う（地域福祉の充実）						
	中項目		O3 障害者福祉					法令による事業実施義務	
	個別計画（年度）							<input checked="" type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)	
	予算科目コード		款 O3	項 O1	目 O1	細目 O11	細々目 O2	<input type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)	
	目的								
	<対象は誰、何か> 東京都福祉のまちづくり条例に規定される特定都市施設を新設又は改修しようとする者				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか> 特定都市施設を整備することにより、高齢者・障害者を含むすべての人が安全・安心に住み、訪れることができる社会の実現。				
	実施内容								
東京都福祉のまちづくり条例に規定される特定都市施設の設置等届出に対して、条例に定められた整備基準に適合しているか確認するとともに、指導・助言し受理をする。 審査は非常勤専門員が行っている。（週2日）				実績・成果 特定都市施設に該当するか、条例に定められた整備基準について指導・助言した。 平成30年実績 (平成30年1月1日～平成30年12月31日) 相談 46件 届出 20件 整備基準適合証申請 0件					
事務事業概要	コスト (単位)		29決算	30当初予算	30決算	31当初予算	備考<特財名称等>		
	直接事業費		千円	1,200	1,202	1,200	1,202	都支出金： 東京都福祉のまちづくり条例事務処理特例交付金	
	財源内訳		国庫支出金	千円					
			都支出金	千円	45	50	100	50	
			地方債	千円					
			その他特定財源	千円					
			一般財源	千円	1,155	1,152	1,100	1,152	
	一般職員人件費		千円	800	834	798	836		
	人工数		人	0.10	0.10	0.10	0.10		
	再任用職員人件費		千円						
人工数		人							
再任用代替嘱託職員人件費		千円							
人工数		人							
総事業費		千円	2,000	2,036	1,998	2,038			
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による								
	①優先度（どの程度優先されるべきか）			2	②妥当性（実施方法は妥当であるか）			2	
	判断理由			東京都の事務処理の特例に関する条例により、市町村が特定都市施設に関する事務委任を受けている。	判断理由	週2日勤務する建築の専門知識を持つ非常勤専門職の配置をし、特定都市施設・必要とされる整備がされているかの専門性の高い相談及び適合判断ができる。			
	③達成度（成果はどの程度あるか）			3	④効率性（効率的に実施できたか）			4	
	判断理由			福祉のまちづくり条例の基準が適用された施設設置数が年ごとに増えていることにより、福祉のまちづくりが着実に進展している。	判断理由	建築の知識を有する者（一般職非常勤）が、週2日、市役所に勤務していることにより、対象事業者からの相談及び届出に対する審査が的確かつ円滑に進められた。			
	課題と今後の方向性			現状及び中長期的な課題 福祉のまちづくり条例に該当する一部の小規模店舗等において、特定都市施設の未届出の解消が課題としてある。	今後の方向性 (前年度 E) →	E	現状を維持 令和2年度予算編成における具体的な取組 特になし		

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署				
	都市開発事務				部	都市計画部	課長	松永 勝行	
					課	地域開発課	担当	榎本 成夫	
					係	開発指導係	電話	内2273	
	第五次総合基本計画における位置付け								実施根拠<法令、要綱等>
	政策項目 05 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）								都市計画法、昭島市宅地開発等指導要綱、国土利用計画法等
	大項目 02 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）								
	中項目 02 市街地整備								法令による事業実施義務
	個別計画（年度）								<input checked="" type="checkbox"/> 義務(<input checked="" type="checkbox"/> 市上乗せあり)
	予算科目コード 款 08 項 03 目 01 細目 002 細々目 02								<input checked="" type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)
事務事業概要	目的								
	<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>				
	市民、事業者等				適切な届出や良好な公共・公益施設の整備等により住み良いまちを形成する。				
	実施内容								実績・成果
	○宅地開発等指導要綱に関する事務 ○地区計画の運用に関する事務 ○国土利用計画法に基づく届出に関する事務 ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出・申出に関する事務 ○優良な宅地化計画の証明に関する事務				○宅地開発等指導要綱に関する同意・協議書の交付件数 25件 ○地区計画の届出 34件 ○国土利用計画法に係る届出 4件 ○公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出 13件 ○優良な宅地化計画の証明に関する申請 0件				
	コスト (単位)								備考<特財名称等>
	直接事業費 千円		29決算 74	30当初予算 74	30決算 74	31当初予算 75	都支出金		
	財源内訳	国庫支出金 千円					国土利用計画法経由事務費交付金		
		都支出金 千円	41	43	44	44			
		地方債 千円							
その他特定財源 千円									
一般財源 千円		33	31	30	31				
一般職員人件費 千円		24,800	25,854	25,536	25,916				
人工数 人		3.10	3.10	3.20	3.10				
再任用職員人件費 千円									
人工数 人									
再任用代替嘱託職員人件費 千円									
人工数 人									
総事業費 千円		24,874	25,928	25,610	25,991				
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による								
	①優先度（どの程度優先されるべきか）		5	②妥当性（実施方法は妥当であるか）		2			
	判断理由		課において主要な事務であり、宅地開発等指導要綱に基づき住環境を確保した良好なまちづくりに向けて、事業者に対して協力が得られるよう協議し、同意書を交わしている。また、法に基づく地区計画等の届出の確認を行っている。		事業主からの申請や地区計画の届出の内容を宅地開発等指導要綱や地区計画に則したものとしていくことにより、良好なまちづくりの誘導を図られている。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）		4	④効率性（効率的に実施できたか）		3			
	判断理由		法令及び要綱に基づき事務事業を行い、住環境を確保したまちづくりの実現を概ね達成した。		宅地開発等指導要綱の見直しを適宜実施しており、そのことにより時代にあった開発指導が行われている。				
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題				今後の方向性	E	現状を維持		
	宅地開発等の協議・同意に当たって、良好な住環境の確保に向けた宅地開発等の指導に努める。 立川基地跡地における開発事業については、まちづくりガイドラインの実現に向けた開発協議を進め る。				(前年度 E) →				
					令和2年度予算編成における具体的な取組 特になし				

令和元年度 事務事業評価（内部評価）シート （平成30年度実施事業）

基本データ	事務事業名				担当部署				
	都市開発対策審議会事務				部	都市計画部	課長	松永 勝行	
					課	地域開発課	担当	榎本 成夫	
					係	開発指導係	電話	内2273	
	第五次総合基本計画における位置付け								
	政策項目 O5 基盤を築く あきしま（快適な都市空間の整備）				実施根拠<法令、要綱等>				
	大項目 O2 安心とやすらぎを築く（市街地の整備）								
	中項目 O2 市街地整備				法令による事業実施義務				
	個別計画（年度）								<input type="checkbox"/> 義務(<input type="checkbox"/> 市上乗せあり)
	予算科目コード 款 08 項 03 目 01 細目 004 細々目 01								<input checked="" type="checkbox"/> 任意(<input type="checkbox"/> 都補助等あり)
事務事業概要	目的								
	<対象は誰、何か>				<対象をどの程度の状態にすることを意図しているか>				
	大規模開発事業者等				市内で大規模開発がされる場合において、地域の特性に合った良好な開発事業となるよう、事業により必要となる公共施設等の整備やまちづくりへの協力をしてもらう。				
	実施内容								
	大規模開発事業（事業面積10,000m ² 以上または集合住宅100戸以上の事業）等に関する審議会への諮問。 そのための資料の作成、開催通知の作成・送付、議事録の作成等、審議会に係る事務を行う。				実績・成果 審議会の開催状況 平成30年度 なし				
	コスト (単位)								
	直接事業費 千円		29決算 9	30当初予算 13	30決算 0	31当初予算 16	備考<特財名称等>		
	財源内訳	国庫支出金 千円							
		都支出金 千円							
		地方債 千円							
その他特定財源 千円									
一般財源 千円		9	13	0	16				
一般職員人件費 千円		800	834	0	836				
人工数 人	0.10	0.10	0.00	0.10					
再任用職員人件費 千円									
人工数 人									
再任用代替嘱託職員人件費 千円									
人工数 人									
総事業費 千円	809	847	0	852					
事務事業評価	個別評価 ※ 別紙「事務事業評価基準」による								
	①優先度（どの程度優先されるべきか）		3	②妥当性（実施方法は妥当であるか）		2			
	判断理由	昭島市都市開発対策審議会条例に基づき事業を行う。		判断理由	大規模開発事業は、周辺環境への影響が大きいため、事業者との協議について、審議会における審議を経ることが必要である。				
	③達成度（成果はどの程度あるか）	4	④効率性（効率的に実施できたか）		3				
	判断理由	審議会からの答申を踏まえ、事業者と協議を行った後に事業者に同意・協議書を交付している。		判断理由	市議で構成されているため、委員報酬は発生していない。また、審議会資料の内、図面類は開発事業者が必要部数を準備している。				
課題と今後の方向性	現状及び中長期的な課題				今後の方向性	E	現状を維持		
	本市独自の審議会のため、他の施策も検討する中であり方の検討が必要である。				(前年度 E) →				
					令和2年度予算編成における具体的な取組 特になし				